第十一号書式の記載要領６(2)中「第十四条」を「第十五条」に、「第十一条第三項第三号」を「第十一条第三項第四号」に改め、同書式記載要領６中(2)を(3)とし、同書式記載要領６(1)の次に次のように加える。

(2)　法第十四条の特例措置を受ける場合にあっては、法第十一条第三項第三号の事項を記載する。

第十一号書式の別表５中「第十五条」を「第十六条」に改め、同書式の別表７中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第十二号書式から第十四号書式まで中「(第九条関係)」を「(第十条関係)」に改める。

第十五号書式から第十九号書式まで中「(第十条関係)」を「(第十一条関係)」に改める。

第二十号書式中「(第十一条関係)」を「(第十二条関係)」に改める。

第二十一号書式及び第二十二号書式中「(第十二条関係)」を「(第十三条関係)」に改める。

第二十三号書式及び第二十四号書式中「(第十三条関係)」を「(第十四条関係)」に改める。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条～第十四条　（略）	**第十一条～第十三条**　（略）
（課税の特例に関する報告事項）	（課税の特例に関する報告事項）
第十五条　法第十五条の規定により産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があったものとみなされる場合において、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。	**第十四条**　法第十四条の規定により産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があったものとみなされる場合において、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
第十六条・第十七条　（略）	**第十五条・第十六条**　（略）
（検査の省略）	（検査の省略）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　法第六条ノ四第二項の規定による法第五条第一項の検査（臨時航行検査及び特別検査を除く。以下この項及び第三十二条第二項第二号ラにおいて同じ。）の省略は、法第五条第一項の検査において第三十二条第一項第二号ラに掲げる書類により法第六条ノ四第二項の規定による確認を行った事項につき行う。	（新設）
5　法第六条ノ五第一項の規定による法第五条の検査及び第六条の検査の省略は、検定に合格した後最初に行う法第五条の検査又は法第六条の検査において当該検定に合格した事項につき行う。	4　法第六条ノ四第一項の規定による法第五条の検査及び第六条の検査の省略は、検定に合格した後最初に行う法第五条の検査又は法第六条の検査において当該検定に合格した事項につき行う。
6　法第六条ノ六第一項本文の規定による中間検査の省略は、同項本文の規定による確認が行われた後三十日以内に行う中間検査において当該確認を行った事項につき行う。	5　法第六条ノ五第一項本文の規定による中間検査の省略は、同項本文の規定による確認が行われた後三十日以内に行う中間検査において当該確認を行った事項につき行う。
7　管海官庁は、船舶又は物件が、製造検査、予備検査又は検定に合格した後著しく期間を経過していること等により当該製造検査、予備検査又は検定に合格した事項に変更が生じているおそれがあると認めるときは、第一項、第二項又は第五項の規定にかかわらずこれらの規定による検査の省略を行わないことができる。	6　管海官庁は、船舶又は物件が、製造検査、予備検査又は検定に合格した後著しく期間を経過していること等により当該製造検査、予備検査又は検定に合格した事項に変更が生じているおそれがあると認めるときは、第一項、第二項又は第四項の規定にかかわらずこれらの規定による検査の省略を行わないことができる。